

令和8年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（中東）
業務委託仕様書

1 事業目的（概要）

経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中で、海外の旺盛な需要を県内に取り込むことは極めて重要である。

本事業は、海外を拠点に活動する商流開拓専門家を県のビジネスサポーターとして中東に配置し、継続取引や大ロット取引が期待できるビジネス需要の開拓等営業活動を行うほか、県内事業者等からの輸出拡大に係るビジネス相談に対応することで、本県中小企業等による県産品の販路開拓・拡大に資することを目的とする。

2 事業内容及び事業実施方法

※（１）～（３）については、必要に応じて協議会と協議のうえ実施するものとする。

（１）県内事業者等からのビジネス相談対応等

① 県内事業者候補の選定への助言

- ・ いばらきグローバルビジネス推進協議会（事務局：茨城県。以下、協議会という）が本事業により支援する県内事業者（５社以上）を選定するにあたり、受託者は、協議会へ助言を行う。

② 県内事業者等からの各種相談への対応

- ・ 受託者は、県内事業者等からの現地でのビジネスに係る相談について、オンライン面談やメール等により対応する。
- ・ 受託者は、現地の食品輸出入規制、市場動向、その他参考となるビジネス情報等を調査・提供する。

③ 県内事業者等の商談支援

- ・ 受託者は、県内事業者等からの依頼に応じて、現地バイヤー等との商談（オンライン含む）アポイントメントを取得する。
- ・ 受託者は、県内事業者等からの依頼に応じて、現地商談に同行し、商談の補助を行う。

（２）県産品の営業活動

① 現地商社、飲食店、小売店等の具体的な需要の掘り起こし

- ・ 受託者は、主に２（１）①で選定する県内事業者の商品について、受託者が有するネットワークを用いて現地商社、飲食店、小売店等の具体的な需要を把握・分析し、県産品の販路開拓・拡大に向けた営業活動を行う。（月４回程度）ただし、現地バイヤーとの取引が見込める商品を追加することを妨げない。

なお、当該営業活動の実施状況については、随時協議会に報告するものとする。

② 県産品にかかる商談補助

- ・ 受託者は、現地バイヤーからの引合いに応じて、県内事業者等と当該バイヤーとの商談のアレンジ及び補助を行う。（下期１回程度）

③ 販路開拓・拡大に資するプロモーションの企画及び運営

- ・ 受託者は、営業活動を通じて、特に継続取引や大ロット取引が期待できる案件については、具体的なプロモーションを企画し、実施する。(委託期間中1回程度)

④ 顧客フォロー

- ・ 受託者は、県産品を取り扱う現地の既存顧客に対して、さらなる販路拡大に資するよう定期的なフォローアップを実施する。

(3) 中東情勢に関する現地事情の収集及び輸出再開に向けた調整

① 現地事情の情報収集

受託者は、現地への物流（船便、航空便など）、現地商社、飲食店、小売店等の現地事情に関する収集を行う。情報収集に当たっては、安全に配慮した方法で実施すること。

なお、当該業務の実施状況については、随時協議会に報告するものとする。

② 輸出再開に向けた調整

現地商社・飲食店・小売店等の具体的な需要の掘り起こしを行い、日本から現地への物流が正常化した際、迅速に輸出を再開できるよう、関係者間で調整をする。

(4) 海外派遣職員、県事業及び協議会事業との連携

受託者は、当該事業の実施にあたっては、県が現地に派遣する職員等と連携し、現地での業務にあたるものとする。(下期1回程度)

(5) 事業目標の設定

受託者は、当該事業の実施に伴う商談件数、商談成約件数及び商談成約金額について、目標を設定のうえ、3(1)の会議において、進捗、実績及び今後の対応方針を報告する。

3 その他

(1) 活動報告書の提出等

受託者は、毎月、活動報告書の提出及び会議（ウェブ会議システムの活用を含む。）の開催により、協議会に業務の進捗を報告するものとする。

(2) 次年度以降の戦略提案

受託者は、令和9年3月頃に事業レビュー会を開催する等の方法により、次年度以降の当該事業の実施に関して、効果的な体制の検討及び関連イベントに係る情報収集並びに当該イベント活用による効果分析を実施のうえ、今後の本県中小企業等による県産品の販路開拓に向けた戦略を提案するものとする。

(3) 業務遂行上の疑義への対応

この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県と協議の上処理すること。

(4) 委託料の支払い

① 基準委託料等の支払い

受託者は、「令和8年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（中東）業務委託契約書」第4条で定める委託料を超えない範囲で、仕様書で定める役務や事務に要する経費（以下「基準委託料」という。）及び消費税等を請求できるものとする。

② 成功報酬額の支払い

受託者は、3（3）①のほか、委託契約期間中において下表のとおり定める成功報酬基準額を超える成果を出した場合、超過金額の10%を成功報酬として請求できるものとする。

ただし、当該成功報酬が発生する場合には、別紙2により協議会と協議したうえで、一部変更契約を締結し、委託料を変更するものとする。この場合において、委託料は基準委託料及び消費税等並びに成功報酬額を合算したものとする。

成功報酬基準額	成功報酬基準額の超過金額	成功報酬額
4,000万円	1万円～4,000万円 (商談成約金額4,001万円～9,000万円)	成功報酬基準額の超過金額の10%

使用可能な経費等

費目		内容
基準委託料	人件費	①事業に要する人員確保に伴う給料及び各種手当等 ②その他事業に要する人員確保に伴う経費
	報償費	事業に要する報償費
	旅費	事業に要する旅費
	事務費	①事業に要する書類作成費 ②事業に要する会議費 ③事業に要する通信運搬費 ④事業に要する消耗品費 ⑤事業に要する光熱水費 ⑥事業に要する公租公課 ⑦事業に要する検査費用 ⑧その他事業に要する事務的経費及び雑費
	使用料及び賃借料	事業に要する会場等の使用料及び賃借料
	委託費	事業に要する再委託を実施するための費用
	一般管理費	(人件費＋報償費＋旅費＋事務費＋使用料及び賃借料＋委託費) ×10%以内
消費税等		基準委託料×税率
その他		成功報酬額：成功報酬基準額の超過金額×10% ※成功報酬額は、消費税額及び地方消費税相当を含んだものとする。

令和 年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 久保 三千雄 殿

所在地

団体名

代表者名

令和 8 年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（中東）
業務委託一部変更申出書

令和 年 月 日付で受託した標記委託業務について、内容に変更が生じたため業務委託契約書第 12 条の規定により、委託料の変更協議を下記のとおり申し出ます。

記

1 変更内容

2 変更理由

仕様に沿って業務を遂行した結果、仕様書 3（3）②について、下表のとおり成功報酬基準額を超える成約額に達したため。

成功報酬基準額 (a)	円
商談成約金額 (b)	円
成功報酬基準額の超過金額 (c : b - a)	円
成功報酬額 (c × 0.1)	円

3 商談成約状況

別添のとおり